

# 令和4年第11回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年11月21日(月) 午前9時30分～10時55分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (7名)

1番	豊増 文夫	<del>2番</del>	
3番	山内 美千代	4番	前野 浩司
<del>5番</del>		<del>6番</del>	
7番	小西 義彦	8番	南原 奈美子
9番	吉留 義晃	10番	池山 準一

(2) 推進委員 (23名)

11番	下市 博彰	12番	甫立 浩二	13番	野間 菊昭
14番	山崎 博文	15番	久保蘭 貴政	16番	宮崎 栄
17番	内村 正二	<del>18番</del>		<del>19番</del>	
20番	長野 壯二	21番	濱田 誠	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	満園 和徳	25番	栗野 一三
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	山口 治幸	31番	下境田 公治
32番	楠元 伸一	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	小坂 和良				

(3) 職員 (4名)

事務局長	松山 明浩
主幹兼農地係長	小田 寿幸
農地係主査	堀口 浩二
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (3名)

2番	坂元 兼一	5番	田畑 和成	6番	赤崎 敬一郎
----	-------	----	-------	----	--------

5 会次第

(1) 議案第1号	農地法第3条許可(農委)申請について	(6件)
(2) 議案第2号	農地法第5条許可申請について	(4件)
(3) 議案第3号	農用地利用集積計画について	(50件)
(4) 議案第4号	非農地証明願について	(1件)

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和4年第11回総会を開会いたします。  
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。  
それでは、本日の出席人員報告をいたします。  
本日は、2番坂元委員、5番田畑委員、6番赤崎委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中7名で定足数に達していますので、総会は成立しております。  
また、推進委員25名のうち、18番三腰委員、19番竹井委員から欠席の申し出がありましたので、23名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。  
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは、審議を開始します。  
本日の議事録署名者の指名をいたします。  
議事録署名者は、8番南原奈美子委員、9番吉留義晃委員をお願いいたします。  
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いします。  
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  
　　(なしの声あり)  
無いようですので、会務報告を終わります。

事務局長 　　それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。1ページから2ページ、11-1番から6番について、事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口) 　　議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明  
11-1番  
所在：船木字 [ ] 番1、田、農振農用地区域外、417㎡、所有権移転の贈与  
11-2番  
所在：平川字 [ ] 番4、畑、農振農用地区域内、2,479㎡、所有権移転の売買  
11-3番  
所在：平川字 [ ] 番6、畑、農振農用地区域内、682㎡、所有権移転の贈与  
11-4番  
所在：湯田字 [ ] 番、畑、農振農用地区域外、809㎡、所在：湯田字 [ ] 番2、畑、農振農用地区域内、791㎡、所在：湯田字 [ ] 番5、畑、農振農用地区域内、1,079㎡、賃貸借権の設定  
11-5番  
所在：湯田字 [ ] 番1、畑、農振農用地区域内、812㎡、所有権移

事務局  
(堀口)

転の売買  
11-6 番

所在：神子字 [ ] 番 2、田、農振農用地区域内、1,087 m<sup>2</sup>、所有権移  
転の売買

以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満  
たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明を  
お願いします。11-1 番、お願いします。

16 番委員

[ ] さんの名義になっていますが、農業をしておられませんし、入来  
に住んでいて、農業もできないということで、今まで [ ] さんが借りて、  
ずっと 20 年近く耕作されていまして、そこに贈与ということで報告してお  
きます。境界とか進入路、それから水利には問題がありません。以上です。

議長

11-2 番と 3 番、お願いします。

事務局  
(堀口)

本日、竹井推進委員が欠席ですので、事務局で報告を受けたことを皆様  
にお伝えします。11-2 番と 11-3 番の農地につきましては、甫立原の農道を  
挟んだ対面にある農地であります。11-2 番の [ ] 番 4 につきましては、現  
在、[ ] さんが耕作をされて、長年耕作をされてきているということ  
で受けてくれないかという話だったということです。11-3 番につきましては  
は、現在は何も耕作されていないそうですけれども、[ ] さんは野菜を植  
える予定であると、竹井推進委員はお話を聞かれたということでした。進  
入路、排水路、境界、特に問題無いとの報告を受けております。以上です。

議長

11-4 番と 5 番、お願いします。

13 番委員

11-4 番につきましては、[ ] 君と [ ] さんは、兄と妹の  
関係でありまして、[ ] 君は名古屋に住んでいて耕作はまったくしてい  
ないわけでありまして、今回、[ ] さんが飼料を植えたいという本人の希  
望もありまして、契約を結んで借りるという形になったそうであります。  
進入路、境界も、杭を打ってありまして、はっきり分かるようになってお  
りました。問題無いと思われまして、それから、11-5 番ですけれども、[ ]  
さんが、もうちょっとたくさん飼料を植えたいということで、[ ] 君の  
畑の隣にある畑ですけれども、売ってくれないかという話で、[ ] 君が了  
承されたということでありまして、これも道路沿いでありまして、境界も進  
入路もはっきりしていますので、問題無いと思います。以上です。

議長

11-6 番、お願いします。

25 番委員

渡人の [ ] さんは、住所が薩摩川内市となっておりますが、[ ] さ  
んの父は、神子の田んぼがある集落から出ていらっしゃるということです。  
それと、田んぼは、ずっと、神子の [ ] さんに作ってもらっていらっし  
ゃったそうで、田んぼは基盤整備がなされたところで、一つの田んぼを小  
さな畔で二つに割ってある田んぼで、隣を耕作している [ ] さんに買  
ってもらうよう話があり、[ ] さんが買って、畔を外して、耕作したほう  
が作業がしやすいと思い、購入されたそうです。境界、進入路、用排水も  
しっかりしていて問題は無いと思われました。以上です。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

よろしいですか。無いようですので採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の11-1番から6番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の11-1番から6番は、許可することに決定いたします。

次に、3ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-1番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(小田)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-1番について説明  
所在：船木字[ ]番3、畑、農振農用地区域外、61㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：駐車場用地、施設：駐車場、申請地を譲り受け駐車場を設置したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

16番委員

この[ ]は、以前、町道の拡張にかかって分断された土地で、その残地と思われます。受人の[ ]さん宅の出入り口が、前、入口方向の2軒の人の縦列駐車によって塞がれた状態で、出入りが不便で、車の出入りは困難、あるいは不可能な状態で、人の出入りも、自宅を囲む塀の一部に扉を設けて、そこから道路への出入りをされるという、不便な生活をされているところでした。案件の畑は、周囲が宅地と道路に囲まれており、周囲に農地はなく、農地としても手狭で、境界杭も確実に設置されており、問題は無いと思います。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局  
(小田)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-1番について、許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-1番は許可することに決定いたしました。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3ページ、11-2番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (小田) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-2番について説明  
所在：求名字■■■■番1、田、農振農用地区域外、1,137㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：太陽光発電所用地、施設：太陽光発電所、施設面積：412.0578㎡、申請地を譲り受け太陽光発電所を設置したい。  
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

30番委員 ■■■さんが■■■さんに売買をして太陽光発電設備を設置するということで、現地を確認したところ、北側に町道が通っておりまして、町道から入口がついております。周りには排水路がありまして、雨水の排水等はそちらのほうに流れると思われまして、何ら問題無いと思います。あとは、田んぼがあるんですけども、そこは休耕田になっていて、現在耕作をされていないので問題無いと思われまして、以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。  
(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-2番について、許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-2番は許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3ページ、11-3番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (小田) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-3番について説明  
所在：鶴田字■■■■番31、畑、農振農用地区域外、12,354㎡のうち1,832.77㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：太陽光発電設備用地、施設：太陽光発電設備、施設面積：523.3364㎡、申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したい。  
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

- 議長 　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
- 24 番委員 　　この申請地につきましては、先月の総会時点で、非農地証明願いが出ていましたが、非農地を認められず、5 条申請に変わったところでございます。今、事務局から説明がありましたように、1 筆あたりが 1 万 2 千㎡とけっこう広くて、分筆して 1,832 ㎡程度を購入されて太陽光発電所を作るということなんですが、周辺を現地調査した結果、畑地でありまして、周辺の付随道路には側溝がついていないということで、問題は雨水の関係がちょっとありますねということで、ご相談しまして、太陽光発電所内に雨水用の側溝と溜枡、それと集水樹を設置していただくようお願いしたところでございます。それ以外につきましては、特段の問題もなく、21 ページにパネルの図面もついていると思いますので、ご参照方をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。
- 議長 　　次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局  
（小田） 　　農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
- 議長 　　ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。  
（なしの声あり）  
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 11-3 番について、許可することに賛成の方は挙手を願ひします。  
（全員挙手）  
全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 11-3 番は許可することに決定いたしました。
- 議長 　　次に、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 3 ページ、11-4 番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局  
（小田） 　　議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 11-4 番について説明  
所在：鶴田字 XXXXXXXXXX 番 147、畑、農振農用地区域外、6,283 ㎡のうち 1,457.57 ㎡、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：太陽光発電設備用地、施設：太陽光発電設備、施設面積：523.3364 ㎡、申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したい。  
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
- 議長 　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
- 24 番委員 　　11-3 番で説明しましたとおり、同じような場所でありまして、11-4 番につきましては、現地を確認しましたところ、圃場に段がついておりまして、3 段に分かれている状態で、現地調査の時点で確認しましたところ、その形

24 番委員 状のまま利用するということで、1 段にはしないとされていました。11-3 番と同じで、周りの道路に側溝等がついていない関係で、発電所内の雨水についてご相談したところでございます。排水用の溜枡を設置していただくようお願いしてございます。22 ページに図面がありますが、下の方の長い列が 1 段、真ん中の長い列が 1 段、一番上の小さいのと、中くらいのやつとところが 1 段、3 段に分かれているような地形でございます。それ以外については特段の問題は無いように思われました。以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表 (案) 説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 11-4 番について、許可することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 11-4 番は許可することに決定いたしました。

次に、4 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農用地利用集積計画書、農用地利用集積計画総括表 (中間管理権及び利用権の設定) について事務局の説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の 4 ページ、農用地利用集積計画総括表 (中間管理権及び利用権の設定) について朗読及び説明

議長 それでは、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。  
本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が 15 件ありますので、その案件を先に審議いたします。  
10 ページ、11-19 番を議題といたします。  
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 10 ページ、11-19 番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 11-19 番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借

- 議長 権設定の 11-19 番については、妥当とすることに決定いたします。  
[ ]委員の入室をお願いします。{ [ ]委員入室}
- 次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 10 ページから 11 ページ、11-21 番から 26 番を議題といたします。  
[ ]委員の退室をお願いします。{ [ ]委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局 (堀口) 議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 10 ページから 11 ページ、11-21 番から 26 番について朗読及び説明
- 議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 11-21 番から 26 番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 11-21 番から 26 番については、妥当とすることに決定いたします。  
[ ]委員の入室をお願いします。{ [ ]委員入室}
- 次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 13 ページから 14 ページ、11-33 番から 38 番を議題といたします。  
[ ]委員の退室をお願いします。{ [ ]委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局 (堀口) 議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 13 ページから 14 ページ、11-33 番から 38 番について朗読及び説明
- 議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 11-33 番から 38 番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 11-33 番から 38 番については、妥当とすることに決定いたします。  
[ ]委員の入室をお願いします。{ [ ]委員入室}
- 次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 15 ページ、11-44 番から 45 番を議題といたします。  
[ ]委員の退室をお願いします。{ [ ]委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局 (堀口) 議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 15 ページ、11-44 番から 45 番について朗読及び説明
- 議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 3 号「農用地利用集



- 議長 積計画について」の貸借権設定の 11-44 番から 45 番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 11-44 番から 45 番に 3 については、妥当とすることに決定いたします。  
■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}
- 次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 6 ページから 16 ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。  
事務局の議案の説明をお願いします。
- 事務局 (堀口) 議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 6 ページから 16 ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明
- 議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。
- 次に、17 ページ、議案第 4 号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局 (小田) 議案第 4 号「非農地証明願について」説明  
11-1 番  
所在：船木字■■■■番 3、畑、農振農用地区域外、597 m<sup>2</sup>、判定地目：山林、利用状況：耕作放棄地
- 議長 ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果を報告してください。11-1 番、お願いします。
- 16 番委員 この 11-1 番の案件は、現状はクヌギと杉が植林してあり、およそ 15 年から 20 年程前と聞きました。周囲は、三方を山林、成木に囲まれていて、いずれも生育不良の状態、光が当たりにくく、ちょっと暗めの土地でした。もとは、茶畑であったと聞いております。畑地として良好とは言えない環境でありました。両親健在の期間は、自宅に隣接した場所であったため耕作されていたものと思われ。境界の片面は小さい沢に面して、あとは赤線に面しており、境界は確実に設置されておりました。以上です。
- 議長 ただ今の議案説明及び現地調査報告について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか、ないようですので、採決いたします。議案第 4 号「非農地証明願について」の 11-1 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお

議長

願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明願について」の11-1番は、妥当とすることに決定いたします。

次に、「議案」(5) その他ですが、委員の皆様より「議案」はありますか。

(なしの声)

事務局より、何かありますか。

(ありません。)

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第6の「その他」で、委員の方から何かありませんか。

(なしの声)

無いようでしたら、事務局より事務連絡はありませんか。

事務局等

(事務局より協議・連絡事項あり)

- ・活動記録の徹底について
- ・農家アンケート(農家台帳の提供)について
- ・11/28 先進地研修の日程等について(出発時間・場所、昼食、服装など)
- ・かごしま景観大賞への投票依頼(佐志の睡蓮:豊増農業委員)
- ・総会等日程(令和5年1月から3月)のお知らせ(資料配付)
- ・人・農地プランの見直しに係る話し合いについて(担い手育成支援室)

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。

無いようですので、以上をもちまして令和4年第11回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員